

平成28年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成27年度の契約状況

表1のとおり、契約件数は1,980件、契約金額は約334.9億円である。うち、競争性のある契約は1,561件（78.8%）、約295.7億円（88.3%）、競争性のない随意契約は419件（21.2%）、約39.2億円（11.7%）となっている。

平成26年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が、件数は24件増加しており、金額は約0.6億円減少している（件数は6.1%の増、金額は1.5%の減）が、主な要因としては、件数については、郵便料金等の長期継続契約件数及び障害者就労支援施設からの調達件数の増加によるものであり、金額については、賃借事務所の借上の解消によるものである。

表1 平成27年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.6%) 1,589	(88.2%) 313.7	(76.5%) 1,514	(87.0%) 291.5	(△4.7%) △75	(△7.1%) △22.2
企画競争・公募	(1.9%) 38	(0.6%) 2.3	(2.3%) 47	(1.3%) 4.2	(23.7%) 9	(82.6%) 1.9
競争性のある契約(小計)	(80.5%) 1,627	(88.8%) 316.0	(78.8%) 1,561	(88.3%) 295.7	(△4.1%) △66	(△6.4%) △20.3
競争性のない随意契約	(19.5%) 395	(11.2%) 39.8	(21.2%) 419	(11.7%) 39.2	(6.1%) 24	(△1.5%) △0.6
合計	(100.0%) 2,022	(100.0%) 355.8	(100.0%) 1,980	(100.0%) 334.9	(△2.1%) △42	(△5.9%) △20.9

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 平成27年度の一者応札・応募の状況

表2のとおり、契約件数は276件（17.7%）、契約金額は約141.2億円（47.8%）である。

平成26年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数・金額ともに増加している（件数は13.1%の増、金額は359.9%の増）が、主な要因

としては、件数については、複数年契約により前年度調達のなかった機械警備において、一者応札となったもの等であり、金額については、雇用促進住宅管理運営業務（総合サービス業務）において7ブロック中6ブロックが一者応札・応募となったことによるものである。

表2 平成27年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の二者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	1,383 (85.0%)	1,285 (82.3%)	△ 98 (△7.1%)
	金額	285.3 (90.3%)	154.5 (52.2%)	△ 130.8 (△45.8%)
1者以下	件数	244 (15.0%)	276 (17.7%)	32 (13.1%)
	金額	30.7 (9.7%)	141.2 (47.8%)	110.5 (359.9%)
合計	件数	1,627 (100%)	1,561 (100%)	△ 66 (△4.1%)
	金額	316.0 (100%)	295.7 (100%)	△ 20.3 (△6.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のある契約のうち二者応札・応募の件数の割合関係について、調達の改善に努めることとする。

(1) 競争性のある契約の調達

競争性のある調達について、平成27年度において、二者応札・応募の改善のために、入札説明書等を受領したが、応札しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、「二者応札・応募案件に係る要因・分析・改善調書」により二者応札・応募となった要因の把握・分析、次回調達時の改善の立案を策定し、次回調達において改善方針を策定の上、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行った。この結果、機械警備保安業務、健康診断業務及び清掃業務等について二者応札・応募の改善が図られた。また、平成27年度に二か年連続二者応札・応募となったものについて、「改善の余地があるもの」と「改善が困難と思料されるもの」が明らかとなり、「改善が困難と思料されるもの」については、調達手続の主体が、当機構ではないもの等により応札を見送ったものであること。これらについては、引き続き適正な公告期間の設定、十分な履行期間の確保等に努めるものの改善は困難であると思料される。

今後は、「改善の余地がある」と思料されるものについて、特に重点的に取り組み二者応札・応募の改善を図っていく必要があり、具体的には、二者応札・応募が継続している事案については、次回調達前に本部において事前点検を実施の上、必要な改善措置を講じていくこととする。

【競争性のある調達について、平成28年度調達のうち二者応札・応募の件数を機構の第3期中期計画の初年度である平成25年度の二者応札・応募件数の割合（19.0%）と比較して低減を図る。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

平成27年度においては、法令により相手方が限定されているもの（NHK受信料、PCB（高濃度）処理等）、場所が限定され供給者が特定されるもの（土地、建物の賃借、光熱水料及び清掃料等、賃借建物の原状回復工事等）、官報掲載費、ガス、水道等の公共料金、後納郵便料、再販売価格（新聞購読料、供給元が出版社に限定されている図書等）の契約であって契約相手方が明らかに一に限定されている随意契約を除き、随意契約を締結することになる案件については、事前（当該調達に係る計画を作成した時点）に機構本部内に設置された検証チーム「随意契約検証チーム」（検証チームの主査は本部契約第一課長）において、機構本部及び各支部等の調達を要求する部署等（以下「調達原課等」という。）から提出された随意契約協議書（随意契約によらざるを得ない理由を記載したもの）を、機構の会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性などの観点から、随意契約協議書の内容が適切であるか厳正なチェックのもと点検を実施し、随意契約検証チームの承認を得なければ、調達手続を開始できない仕組みとした。

該当する案件については、全て随意契約検証チームにより点検を実施した結果、平成27年度に点検した83件については、現状、随意契約として止むを得ないもののみとなっている。平成28年度においては、引き続き随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を実施するとともに、より適正な価格での調達となるように見積内容を精査するなどし、価格交渉の検討を行うこととする。**【随意契約検証チームによる事前点検の件数（随意契約検証チームによる点検を実施したか。）】**

（2）適正な契約手続のための取組

当機構では、契約事務担当者向けに、「自主点検マニュアル」を作成の上、調達案件ごとに自主点検シートにより調達手続開始前及び調達手続の節目毎（予定価格作成時、入札執行時）に事後の点検を行い、調達手続きに誤りのないよう契約事務担当者自らの自己点検を実施している。また、調達案件ごとに委員長（契約締結権限を有する者）、調達原課の長、調達手続を実施する課の長から構成される「入札・契約手続運営委員会」を設置の上、競争参加資格の設定及び競争参加資格の有無、見積相手方の妥当性、一者応札・応募となった場合の改善策などを調査・審議の上、調達手続における法人内部の内部統制の強化に資することとしている。

平成27年度においては、自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出（20支部等）し、その内容を本部で確認した。その結果、不適切な調達の防止及び契約事務担当者の適正な調達事務の推進が図られた。

なお、抽出した案件については、概ね適正であったが、改善指導を行った点もあることから契約手続の一層の適正化を図るために継続的かつ計画的に抽出点検を実施する必要があると思料されることから、引き続き契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた事項を確認するために各支部等における調達予定案件の中から本部において一部を抽出し、その内容の確認を実施していくこととする。**【自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施する。】**

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定、策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制の構成や役割等（調達等合理化検討会等）

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

【調達合理化検討会】

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	契約第一課長、契約第二課長

また、随意契約の点検を迅速に行うことができるよう調達原課等から事前に機構本部契約第一課あてに随意契約に抛らざるを得ない理由を記載した「随意契約協議書」により協議を行い、本部において契約第一課長を主査とする随意契約検証チームを設置の上、当該チームによりこの内容が適切であるか厳正なチェックのもと、随意契約検証チームの承認を得なければ調達手続を開始できない仕組みとする。

【随意契約検証チーム】

主査	契約第一課長
副査	契約第一課長補佐
チームメンバー	契約第一課総括係長
	契約第一課工事契約係長
	契約第二課契約第一係長

契約第二課契約第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化検討会が策定した計画及び計画の自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2カ年連続一者応札・応募案件、一者応札・応募案件となったもの）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び計画の自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。